

見附市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和6年3月21日

見附市長 稲 田 亮

見附市条例第9号

見附市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

見附市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年見附市条例
第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「36万8,800円」を「36万9,500円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の見附市病院事業職員の給与の種類及
び基準に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。